クレイトン・ユッツ法律事務所 ニュースレター

CLAYTON UTZ

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター(第7回)をお届けいたします。

本ニュースレターについて、<u>ニュースレターの内容に関するご質問</u>、<u>その他のご意見やご要望</u>などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2015年6月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック:

当事務所は、職場の安全や環境に関する事故等に対応する緊急対策アプリをリリースしました。

当事務所は、職場の安全や環境に関する重大な事故・事件が発生した場合に企業が 48 時間以内に対処するための指針を提供するアプリ「CU SAFE (Serious Accident, Fatality and Environmental Incident Response Guide) APP」をリリースしました。

CU SAFE APP は、職場で重大な事件または事故が生じた場合に、その種類(職場の健康および安全、電気、石油、ガス、鉱業、汚染または汚濁)ごとに企業がとるべき対応をスマートフォン等を通じて即時に案内することを目的としたアプリです。CU SAFE APP は、各州ごとの法律上の報告義務に加え、事故状況のコントロール、人体、財産または健康に対するリスクの最小化、関係機関へ届出等、実務的な情報等をその場で即時に提供します。

安全または環境に関する重大な事故が起こった場合、事故発生から 48 時間以内の対応が重要です。インターネット環境のない場所でも使用が可能ですので、予めスマートフォン等のデバイスにアプリをダウンロードし、緊急時の素早い対応のために是非活用してください。

原文(英語)へのリンクはこちら

ダウンロードに関してはこちらから (英語)

「当事務所の特長」ビデオ



iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン·ユッツ法律事務所の ソーシャルメディア公式アカウント







外資規制枠組みの重要な変更点

オーストラリアの外国投資規制枠組みは、主として外資買収法 (Foreign Acquisitions and Takeovers Act) (FATA) により規制され ていますが、現在の実務に適合していない等の問題があることから、 FATA の改正が予定されています。この改正により、会社法による規 制とのずれの解消、不動産投資についての規制の現代化等が期待され ています。

原文(英語)へのリンクはこちら

マーケティング用ツールを模倣された場合の対処

顧客向けウェブサイトのようなマーケティング用ツールを競合他社が 模倣した場合、模倣者に対してどのような対処ができるでしょうか。 消費者保護法、商標権等の観点から検討します。

原文(英語)へのリンクはこちら

契約締結前であっても契約の拘束力が発生する場合

契約を正式に締結する前であっても、契約締結に向けた交渉の内容及び状況によっては、契約の拘束力が発生する場合があります。このような事態を防ぐためには、交渉の際どのような点に気をつければいいのでしょうか。

原文(英語)への<u>リンク</u>はこちら

GSTおよび開発リース協定に関する新たなルール

政府機関及び民間開発業者間で締結される開発リース協定に伴う取引についての GST に関する新たなルールが発表されました。新しいルールは、2015年6月3日から開始されています。

原文(英語)へのリンクはこちら

従業員による安全手続違反と解雇

職場の安全に関する手続について従業員が重大な違反を犯した場合、 その結果は重大なものとなり得ますが、フェア・ワーク・コミッションは、当該違反が故意に行われたものでないかぎり、当該違反を理由 として従業員を解雇することはできない旨の判断を行いました。

原文(英語)へのリンクはこちら

北部準州の港に関する規制枠組みの見直し

ダーウィン港は現在北部準州政府によって運営されていますが、近時、新たな法案が可決されました。これにより、指定港に関する既存の規制枠組みが見直され、港の管理および規制の強化および港の民営化が進められる見込みです。

原文(英語)へのリンクはこちら

セミナーのご報告

2015年6月5日、クレイトン・ユッツ法律事務所パースオフィスにて、加納寛之弁護士が「豪州における会社役員の責任と会社役員賠償責任保険」というテーマでセミナーを行いました。日本の会社法とは異なる豪州の会社役員の責任について説明し、会社役員が訴訟に巻き込まれた最新事例についても紹介を行いました。70名を超える多数の方々のご参加をいただきました。

最近の出版物

1. オーストラリア・ニュージーランド海洋開発最新動向とオーストラリアの海洋環境規制・近時の動向

(「石油・天然ガスレビュー」2015年5月 Vol.49 No.3)

標記巻頭記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました(共著)。オーストラリアにおける海洋環境保護法制の枠組みと最新改正動向を解説しています。「石油・天然ガスレビュー」2015年5月 Vol.49 No.3 は、こちらの<u>リンク</u>から無料でダウンロードすることができます。

2. オーストラリアにおけるビジネス展開 (2014年度版)

オーストラリア貿易促進庁(Austrade)のサポートを受けて弊所が作成した、2013年12月時点におけるオーストラリアのビジネス環境及び法律に関する一般的な情報を提供する冊子です。<u>弊所のウェブサイト</u>から無料でダウンロードすることができます。

3. オーストラリア会社法概説 (信山社 2014年8月)

日系企業の投資・事業活動の根幹として理解が必要となるオーストラ

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、 出版者(信山社)に直接メールにて ご注文いただくか、アマゾンジャパ とにてご購入いただけます。 リア会社法の内容を網羅し、日本法との比較も随所に織り込んでいます。豪州ビジネスに活用できるよう、実務面もカバーしています。

4. 「オーストラリアの投資規制の概況」 「豪州労働法制の現状と政権交代の影響」 「オーストラリアの環境法制の枠組みと最近の動向」 (ジュリスト 2014年4月号~6月号)

日本の法律雑誌として最も定評のある有斐閣出版の月刊ジュリストに 掲載された連載記事。第一回では、日本から豪州に進出する際の第一 の関門となるオーストラリアの投資規制の概要とその近況について紹 介しています。第二回では、オーストラリアの労働関係規制と最近の 動向について、その中核をなすフェアワーク法という連邦法に触れつ つ紹介しています。第三回では、オーストラリアの複雑かつ厳格な環 境法制の枠組みと最近の動向について紹介しています。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之 直通電話:07-3292-7262 メール: hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹 直通電話: 07-3292-7571

メール: syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 鈴木正俊 直通電話:07-3292-7044 メール:msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 八郷智之 直通電話:02-9353-5722

メール: thachigo@claytonutz.com



ロークラーク 末永麻衣 (日本法弁護士・日本から出向中) 直通電話: 07-3292-7019 メール:

msuenaga@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント 木内理恵子

直通電話:07-3292-7599

メール: <u>rkiuchi@claytonutz.com</u>

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。